

# 食の安全・安心確保交付金（拡充）

2, 345（2, 513）百万円

## 対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の確保、②家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の発生予防及びまん延防止、③地域における食育の推進のための取組を進めます。

### （都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分などが行われ、地方の自主性を生かした事業が実施されます。地方が提案する独自の事業メニューを実施することも可能です。

### （緊急時への機動的な対応）

平成19年に発生した高病原性鳥インフルエンザの侵入・まん延防止対策、カンキツグリーニング病菌の緊急防除事業に活用されました。

## 政策目標

- 国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を許容量を超えないように抑制
- 家畜伝染病・養殖水産物の特定疾病の発生予防・まん延防止
- 重要病害虫のまん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築
- 食事バランスガイドを参考に食生活を送っている人の割合の向上
- 市町村等の関係者によって計画が策定され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の向上

## 1. 事業内容

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

[対象分野]

- (1) 農畜水産物の安全性の確保
- (2) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 地域における食育の推進

なお、平成20年度においては、食の安全に関する諸課題に対応するため従来の事業メニューに加え

- ①数十年前に失効した農薬の残留など想定外の問題に対応するための指針の策定
- ②無獣医地域における地域の関係者で組織する協議会の設置、一時的離職者を活用するための「獣医師バンク」の設立等の地域獣医療提供体制の整備
- ③全国の主要生産海域におけるノロウイルスの動向を把握するための監視体制の整備等に取り組みます。

## 2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

## 3. 交付率

定額（1/3以内、1/2以内、9/10以内、10/10）

## 4. 事業実施期間

平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局 総務課（03）3591-4830】